

# 長崎県立大学における競争的研究資金等の不正使用防止に関する規程

〔平成20年4月1日  
規程第22号〕

改正 平成27年4月7日規程第74号

## （目的）

第1条 この規程は、長崎県立大学（以下「本学」という。）における競争的研究資金等の不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この規程において「職員等」とは、次の各号に掲げる者及びこれらの者であった者をいう。

- (1) 職員（非常勤職員を含む）
  - (2) 学部学生、大学院学生、聴講生、科目等履修生その他の本学において修学している者
  - (3) 研究生、受託研究員その他の本学において研究に従事している者
- 2 この規程において「不正使用」とは、競争的研究資金等（国又は国が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金、寄附金、共同研究費及び受託研究費など本学において管理する全ての公的研究費をいう。以下同じ。）を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求に基づき競争的研究資金等を支出することその他の法令等に違反して競争的研究資金等を支出することをいう。
- 3 この規程において「学部等」とは、各学部、各研究科、附属図書館及び事務局をいう。

## （職員等の責務）

- 第3条 職員等は、倫理観の涵養及び保持に努めるとともに、法令その他本学の規程等を遵守し、不正使用を行ってはならない。
- 2 職員等は、長崎県立大学競争的研究資金等不正防止計画（平成23年9月26日策定）に定める誓約書を提出しなければならない。
  - 3 職員等は、本学が実施する研究費の不正使用を防止するための研修を受けなければならない。

## （学長の責務）

- 第4条 学長は、本学における不正使用の防止に関する事項を担当し、適切な措置を講じるものとする。
- 2 学長は、職員等が不正使用を行った場合には、関係各所と連携して厳正に対処するものとする。

## （申立て及び情報の提供）

- 第5条 何人も、本学において不正使用があることを疑うに足りる事由を知ったときは、当該不正使用の事実を調査させるため、学長に対し、当該不正使用に関する申立てをし、又は情報の提供を行うことができる。
- 2 申立て又は情報の提供に当たっては、原則として、氏名及び連絡先を明らかにし、客観的な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

## （申立て又は情報の提供を行う者の責務）

第6条 申立て又は情報の提供を行う者は、不正な利益を得る目的、職員を誹謗中傷する目的又は第三者に損害を与える目的で申立て及び情報の提供を行ってはならない。

## （申立ての方法）

- 第7条 第5条の申立ては、原則として次に掲げる事項を明らかにした申立書（様式第1号）（以下「申立書」という。）を次条第1項の窓口を経由して提出することにより行うものとする。
- (1) 申立てをする者の氏名又は名称及び住所
  - (2) 不正使用を行った疑いがある職員等（以下「被申立者」という。）の氏名

- (3) 不正使用の態様及び内容
  - (4) 第9条の規定により氏名、住所その他の申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことについての希望の有無
- 2 申立書の提出は、郵便を利用する方法、ファクシミリを利用してする送信の方法又は電子メールの送信の方法により行うことができるものとする。

(不正使用通報窓口)

- 第8条 本学に、申立てを受け付けるため、不正使用通報窓口（以下「窓口」という。）を設置する。
- 2 窓口は、事務局企画広報課企画広報グループ及びシーボルト校事務局総務企画課企画グループに設置する。
- 3 窓口は、前条第1項の規定による申立てを受けたときは、速やかに申立書を学長に送付するものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(氏名等の秘匿を希望した申立者)

- 第9条 第7条第1項に規定する申立てをした者は、その希望により、窓口担当者以外の者に氏名、住所その他の当該申立てをした者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。
- 2 次条第1項に規定する情報の提供を行った者は、氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしている場合には、その希望により、当該情報の提供を受けた者、窓口担当者以外の者に氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしないことができる。

(情報の提供)

- 第10条 本学に対し不正使用に関する情報の提供(窓口を経由しない情報の提供をいう。以下同じ。)があったときは、当該情報の提供を受けた者は、速やかに当該情報を情報提供報告書(様式第2号)により窓口へ報告するものとする。
- 2 窓口は、前項の規定による報告を受けた場合で、当該情報の提供を行った者が氏名、住所その他の当該情報の提供を行った者を識別することができる事項を明らかにしているときは、第7条第1項各号に掲げる事項を当該情報の提供を行った者に対し確認するものとする。
- 3 窓口は、第1項の報告を受けた場合は速やかに学長へ通知するものとする。

(調査)

- 第11条 学長は、第8条第3項の規定による申立書の送付を受けた日、又は前条第3項の規定による通知を受けた日(以下「申立書の送付等を受けた日」という。)から起算して30日以内に、調査を行うかどうかを決定するとともに、当該情報の内容及び調査の要否について、資金配分機関の長(申立てに係る研究に対し資金の配分を行った機関の長をいう。以下同じ。)に報告するものとする。この場合において、当該申立書の内容及び提供を受けた情報が明白な事実誤認がある場合を除き、調査を行うものとする。
- 2 学長は、前項の規定による調査を行うことを決定したときは、速やかに本学に不正使用調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置し、当該調査を行うものとする。
- 3 学長は、第1項の規定による調査を行うことを決定したときは、その旨を、次に掲げる者に書面により通知するものとする。
- (1) 申立者(自らの氏名又は名称及び住所を明らかにして第10条第1項の情報の提供を行った者を含む。以下同じ。)
  - (2) 被申立者
  - (3) 被申立者の所属する学部等の長(被申立者が第2条第1項各号に掲げる者であった者である場合にあつては、当該被申立者が申立て又は情報の提供(以下単に「申立て」という。)に係る研究を行った際に所属していた学部等の長をいう。以下同じ。)(当該学部等の長が被申立者である場合にあつては、当該学部等の教員のうちから学長が指名する者とする。以下この条及び次条において同じ。)

- (4) 被申立者の所属する機関の長（被申立者が他機関に所属する場合に限る。第18条において同じ。）
- 4 前項の場合において、学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。
  - 5 第3項の場合において、学長は、必要に応じて、被申立者等の調査対象となっている者に対し、調査対象となっている研究資金の使用停止を命ずるものとする。
  - 6 学長は、第1項の規定による調査を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を申立者に通知するものとする。この場合において、学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(調査委員会)

第12条 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
  - (2) 被申立者の所属する学部等の長
  - (3) 大学事務局長
  - (4) シーボルト校事務局長
  - (5) 学外の有識者
  - (6) その他学長が必要と認めた者
- 2 調査委員会に委員長を置き、研究担当副学長をもって充てる。
  - 3 申立者又は被申立者と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員となることができない。また、第1項第5号の者に関して、長崎県立大学と直接の利害関係を有する者は、調査委員会の委員となることができない。

一部改正[平成27年規程第74号]

(調査の方法)

- 第13条 学長は、調査方針、調査対象及び方法等について、資金配分機関の長と協議のうえ決定し、調査委員会に通知するものとする。
- 2 調査委員会は、前項に基づき、次の各号について調査のうえ、不正使用に該当するかどうかについて認定を行い、認定結果を学長に報告するものとする。
    - (1) 不正の有無及びその内容
    - (2) 関与した者及びその関与の度合い
    - (3) 不正使用の相当額等
  - 3 調査委員会は、学長に認定結果を報告する場合、次の各号に定める内容を含む報告書を提出しなければならない。
    - (1) 不正発生要因
    - (2) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況
  - 4 前項の規定に関わらず、調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは、速やかに認定し、学長に報告するものとする。
  - 5 調査委員会は、資金配分機関の長から要求を受けたときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を作成し、学長に報告するものとする。

全部改正[平成27年規程第74号]

(認定結果の報告)

第14条 調査委員会は、調査開始後概ね70日以内に、認定結果を学長に報告するものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(再調査)

第15条 学長は、調査委員会に対し再調査を命じることができる。

2 調査委員会は、学長から再調査を命じられた場合、第13条及び第14条の規定を準用する。

一部改正[平成27年規程第74号]

(被申立者への通知)

第16条 学長は、第14条又は第15条の規定により調査委員会から認定の報告を受けたときは、申立書の送付等を受けた日から起算して180日以内に、書面をもって、被申立者（被申立者以外で不正使用に関与したものと認定された者を含む。以下同じ。）に対して認定結果を通知するものとする。

追加[平成27年規程第74号]

(不服申立て)

第17条 第16条の規定により認定結果の通知を受けた者は、学長に対し、文書により不服申立てを行うことができる。

2 前項に規定する不服申立ては、認定結果の通知を受けた日から起算して14日以内に行わなければならない。

3 学長は、第1項に規定する不服申立てを受理したときは、当該不服申立ての棄却又は第15条に規定する再調査の実施について、不服申立てがあった日から起算して14日以内に決定し、当該不服申立者に通知するものとする。

4 学長は、前項に規定する再調査が完了した場合は、速やかに、書面を持って当該不服申立者に対して認定結果を通知する。

5 不服申立てを行った者は、前二項の通知に対し、再度不服申立てを行うことはできない。

追加[平成27年規程第74号]

(認定結果の通知)

第18条 学長は、前条に規定する不服申立てがないとき、又は、同条第3項の棄却もしくは同条第4項の不服申立てに対する結果の通知を行ったときは、申立書の送付等を受けた日から起算して210日以内に、書面をもって、次の各号に掲げる者に対して認定結果を通知するものとする。この場合において、学長は、第9条の規定により氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望した申立者に対し通知するときは、窓口を経由して行うものとする。なお、報告書に記載すべき具体的な事項は学長が別に定める。

(1) 申立者

(2) 被申立者の所属する学部等の長

(3) 被申立者の所属する機関の長

(4) 資金配分機関の長

2 学長は、資金配分機関の長に認定の結果を通知する場合、次の各号に定める内容を含む報告書を提出しなければならない。

(1) 不正発生要因

(2) 不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況

(3) 再発防止計画

3 学長は、第1項で定める期間に調査が完了しない場合、調査の中間報告を資金配分機関の長に行うものとする。

4 学長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認されたときは、資金配分機関の長に報告するものとする

5 学長は、資金配分機関の長から要求を受けたときは、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を資金配分機関の長に報告するものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(申立者等の保護)

- 第19条 学長は、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 学長は、被申立者が申立てをされたことを理由として、被申立者の研究活動が全面的に停止される等被申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
  - 3 学長は、調査に対する協力その他の不正使用に関して正当な対応をしたことを理由として、当該対応をした者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
  - 4 学長は、学長及び調査委員会の委員以外の者に、第9条の規定において氏名、住所その他の申立者を識別することができる事項を明らかにしないことを希望しなかった者を特定できないように配慮しなければならない。
  - 5 申立者に関する情報は、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号）第7条に規定する非開示情報とする。
  - 6 学長は、申立ての処理終了後、申立者に対し、申立てを理由とした不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するものとする。

(調査への協力)

- 第20条 関係者は、調査委員会が行う調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 2 学長は、資金配分機関の長から依頼があったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(秘密保持義務)

- 第21条 窓口の担当者、第10条第1項に規定する情報の提供を受けた者、調査委員会の委員その他の者は、不正使用に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(公表)

- 第22条 学長は、不正使用があったものと認定した場合において、当該不正使用が故意又は重大な過失によるものであるときは、当該不正使用の内容その他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用がなかったと認定した場合の公表)

- 第23条 学長は、不正使用がなかったものと認定した場合は、原則として、申立てに係る公表は行わない。ただし、認定前に当該申立ての内容が学内（調査委員会の委員を除く。）又は学外に漏えいした場合は、不正使用がなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

(不正使用等に対する措置)

- 第24条 学長は、不正使用があったものと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講じるものとする。

(不正使用に関与した取引業者等の報告)

- 第25条 学長は、不正使用に関与した取引業者がある場合、又は他の研究機関等から指名停止措置を受けた取引業者がある場合は、速やかに理事長に報告する。

追加[平成27年規程第74号]

(事務)

- 第26条 不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置及び調査委員会に関する事務は、事務局総務課及びシーボルト校事務局総務企画課で行うものとする。

一部改正[平成27年規程第74号]

(雑則)

第27条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。